休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	休バス			
盆　Ⅰ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	盆　Ⅰ		
盆　Ⅱ	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	盆　Ⅱ	
盆　Ⅲ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	盆　Ⅲ

㈱　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼Ⅰ」、「平昼Ⅱ」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東亀」、「圏Ⅰ」、「圏Ⅱ」、「外環」、「アクア」、「障害者」、「路バス」、「休バス」、「盆Ⅰ」、「盆Ⅱ」、「盆Ⅲ」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金に係る割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引(Ⅰ)、平日昼間割引(Ⅱ)、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道の通行料金に係る割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第31号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」及び平成21年３月27日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成21年７月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の変更

１．⑵のうち、㉗を㉚とする。㉘中「④から⑳」を「④から⑳並びに㉗及び㉙」に「①から㉖」を「①から㉙」に改め、これを㉛とし、㉙を㉜とし、㉖の次に次のとおり加える。

㉗　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)

イ　割引をする自動車

高速国道又は別紙６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率

⑫ロに定める割引率を適用する。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

⑫ハに定める特例を適用する。

ニ　適用する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

㉘　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)

イ　割引をする自動車

高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。

㉙　平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)

イ　割引をする自動車

高速国道又は別紙６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車又は特大車（新湘南バイパス又は東富士五湖道路においては普通車、大型車又は特大車とする。）。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別紙６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別紙６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス又は東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日までとする。

別紙７を次のとおり改める。